成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図

※平成 28 年４月８日成立、同年５月 13 日施行、
本法附則の規定により平成 30 年４月１日改正、
同日施行

基本理念

成年後見制度の理念の尊重
①ノーマライゼーション
②自己決定権の尊重
③身上の保護の重視

地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用に関する体制の整備

国等の責務

1　国の責務
2　地方公共団体の責務
3　関係者の努力
4　国民の努力
5　関係機関等の相互の連携

基本方針

1　保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
2　成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し
3　成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
4　成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
5　任意後見制度の積極的な活用
6　国民に対する周知等

1　地域住民の需要に応じた利用の促進
2　地域において成年後見人等となる人材の確保
3　成年後見等実施機関の活動に対する支援

1　関係機関等における体制の充実強化
2　関係機関等の相互の緊密な連携の確保

法制上の措置等

基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上・財政上の措置

施策の実施状況の公表（毎年）

基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定

地方公共団体の措置

市町村の措置
→国の基本計画を踏まえた計画の策定等
→合議制の機関の設置

援助

都道府県の措置
人材の育成
必要な助言

体　　制

成年後見制度利用促進会議

・　法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣で構成する。
・　関係行政機関相互の調整を行う。

→

意見

←

成年後見制度利用促進専門家会議

・　有識者で組織する。
・　基本計画における施策の進捗状況を把握・評価し、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、必要な対応を検討する。

法改正に伴い、H30．４．１に発足。両会議の庶務は厚生労働省に置かれている。
（改正前までは内閣総理大臣を会長とする成年後見制度利用促進会議と有識者で組織する成年後見制度利用促進委員会が置かれていた。）

その他

この法律は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日（H28．５．13）から施行するものとする。